

第二十号様式（第四十六条関係）

(表)

35 ミ リ メ ー ト ル ↓ 24ミ リ メ ー ト ル ←	写 真	<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">立 入 検 査 証</p> <p style="text-align: center;">官 職 氏 名 年 月 日生</p> <p>船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第34条第3項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> (地 方 運 輸 局 長 運 輸 監 理 部 長 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長 地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長 運 輸 管 理 部 海 事 事 務 所 長 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長 沖 縄 総 合 事 務 局 長 沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 事 務 所 長) </div> <p style="text-align: center;">国土交通大臣 印</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 発行 年 月 日 限り有効</p>
9センチメートル		

(裏)

<p>3 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、日本船舶若しくは監督対象外国船舶又はこれらの船舶の船舶所有者の事務所に立ち入り、これらの船舶、有害物質一覧表、有害物質一覧表確認証書、再資源化解体準備証書その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>5 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>七 第三十四条第三項又は第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず若しくは虚偽の答弁をした者</p>	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律抜粋 (報告の徴収等) 第三十四条
9センチメートル	